

川口市災害廃棄物処理計画（概要版）

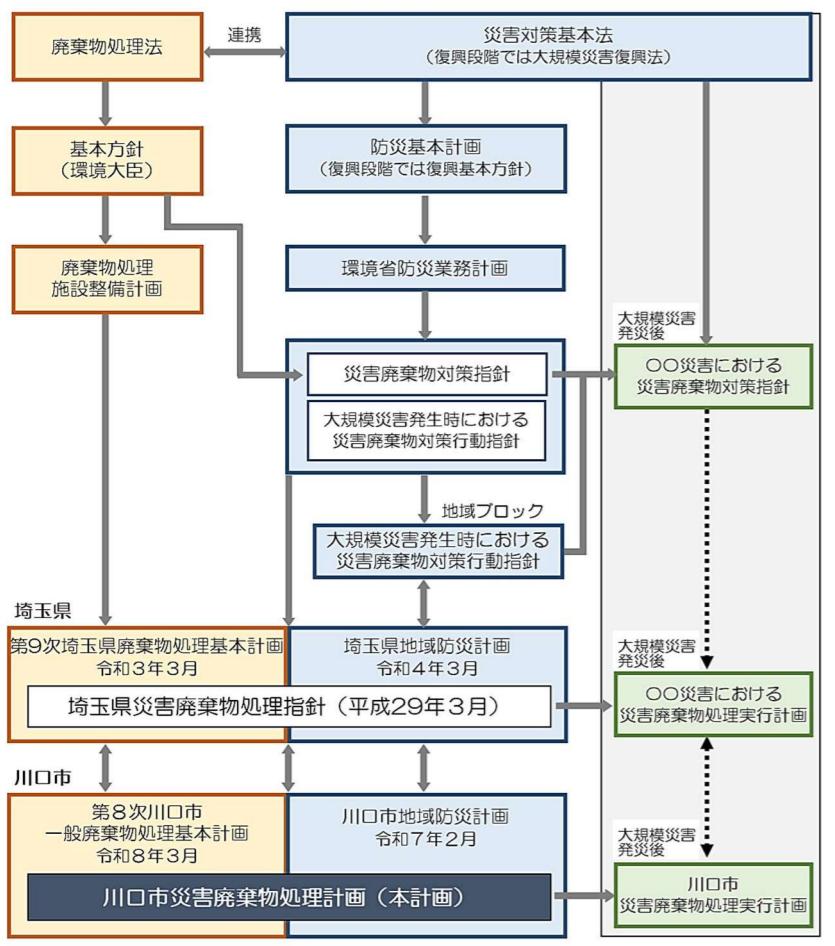
1 総則

1-1 計画の目的

本市において想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制、処理方法等を定め、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及び公衆衛生の確保、生活環境の保全及び早期の復旧・復興を目的として、「川口市災害廃棄物処理計画（本計画）」を策定するものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「川口市地域防災計画」や「埼玉県災害廃棄物処理指針」等との整合を図り策定する。



1-3 対象とする災害

＜地震災害＞

本市地域防災計画に従い、被災建物棟数と避難所生活者数が最も多い震度7の地震（冬18時、風速7m/s）を被害想定とする。

想定地震	全壊	半壊	合計	避難所人数
震度7地震	22,495 棟	30,423 棟	52,918 棟	57,683 人

洪水災害

市の洪水想定7河川が同時に氾濫したケースを想定する

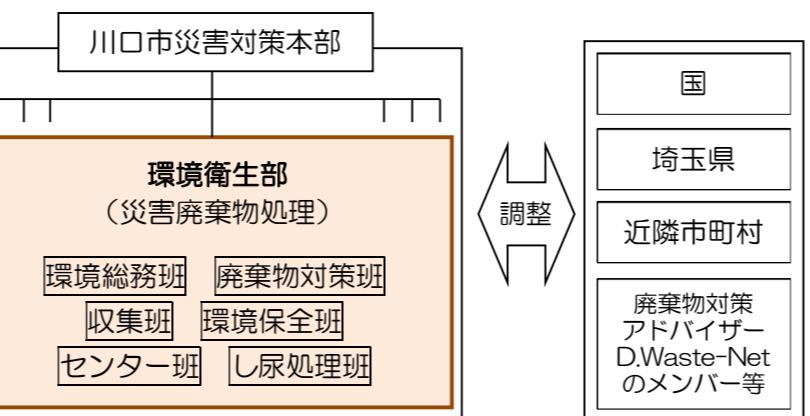
浸水建物数：119,395棟、罹災者数：288,935人

1-4 災害時に発生する廃棄物

廃棄物の区分	廃棄物の内容
災害廃棄物等	災害により発生する廃棄物。 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。具体的には、繊維類、紙、プラスチック、木くず、畳・布団、ガラス、コンクリートがら、金属くず、廃家電（4品目）など。
	生活ごみ
	避難所ごみ
	し尿

2 災害廃棄物処理に係わる組織体制

廃棄物業務を担当する課を中心に、庁内調整や他自治体からの職員派遣などで人員を確保し、環境衛生部を設置して対応する。さらに、他市町村と災害等の相互応援協定に基づき、受援・応援を実施する。受援体制として、支援内容・期間の整理、要請手順、受け入れ体制の構築、支援者との情報共有、継続的な支援の検討を行う。



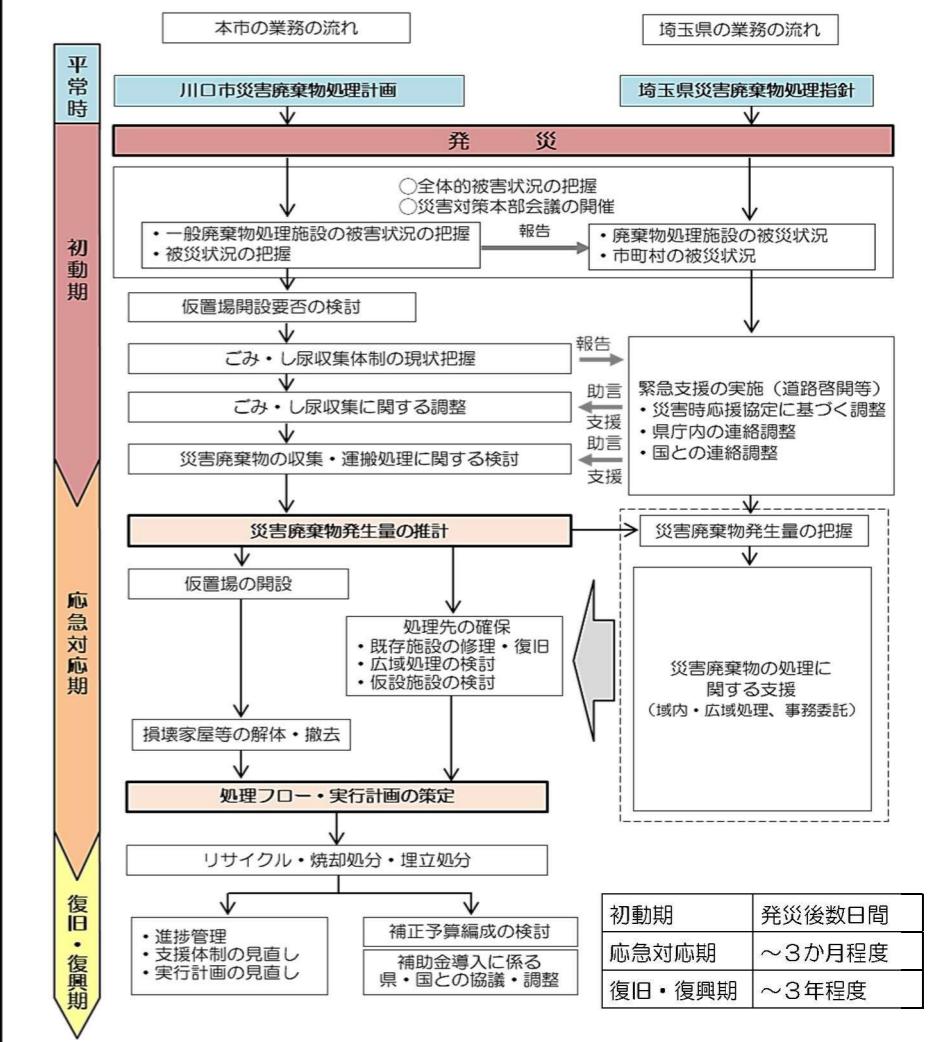
3 災害廃棄物処理

3-1 災害廃棄物・し尿の発生量の推計

＜災害廃棄物の発生量推計＞

3-2 災害廃棄物処理の流れ

発災後の時期や処理の進捗状況に応じて、災害廃棄物の処理に関する業務を行い、初動期から復旧・復興期まで切れ目のない対策を実施する。



3-3 災害廃棄物処理実行計画の策定

＜災害廃棄物処理実行計画の内容＞

- | | |
|---|--|
| 1 災害廃棄物処理実行計画の趣旨 <ul style="list-style-type: none">● 計画の目的、位置づけ● 計画の期間、計画の見直し | 4 災害廃棄物の処理方法 <ul style="list-style-type: none">● 被災家屋の解体● 災害廃棄物の処理フロー● 災害廃棄物の集積● 災害廃棄物の選別● 災害廃棄物の処理・処分● 広域処理● 進捗管理 |
| 2 被害状況と災害廃棄物の量 | |
| 3 災害廃棄物処理の基本方針 <ul style="list-style-type: none">● 基本的な考え方● 処理期間● 処理の推進体制 | |

出典：平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理実行計画を参考に編集

4 事前対策とマネジメント

- ・一般廃棄物処理施設の強靭化（地震対策、水害対策、補修体制整備）
 - ・業務継続計画（BCP）をベースとしたマニュアルの整備
 - ・災害廃棄物処理事業の進捗管理（被害、処理、人員、資機材等）
 - ・災害廃棄物処理事業費の管理（国庫補助金の活用、入札・契約管理）
 - ・災害廃棄物処理の記録（被害状況、対応状況、現場写真等）
 - ・災害廃棄物処理に関する教育・訓練（本市職員及び関連事業者）